

平成十五年三月

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	二
1	用語	二
2	適用範囲	二
3	組織的な犯罪集団への参加の犯罪化	二
4	犯罪収益の洗浄の犯罪化	三
5	資金洗浄と戦つための措置	三
6	腐敗行為の犯罪化	三
7	法人の責任	三
8	訴追、裁判及び制裁	四
9	没収及び押収	四
10	没収のための国際協力	四
11	裁判権	四
12	犯罪人引渡し	四
13	法律上の相互援助	五

14	特別な捜査方法	五
15	司法妨害の犯罪化	五
16	証人の保護	六
17	被害者に対する援助及び保護の提供	六
18	法執行のための協力	六
19	その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）	六
20	締約国会議	六
21	条約の実施	六
22	紛争の解決	七
23	議定書との関係	七
24	効力発生	七
	三 条約の実施のための国内措置	七
	（参考）	八

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 国際的な組織犯罪が近年急速に複雑化し、深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、それぞれの国が自国の刑事司法制度を強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識が高まった。
 - (2) このような状況の下、平成六年（千九百九十四年）十一月にイタリアのナポリで開催された国際的な組織犯罪に関する世界閣僚会議において、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の促進を目的とした国際文書の作成を検討することが提唱された。これを受け、平成十年（千九百九十八年）十二月、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会が国際連合総会決議によって設立された。
 - (3) 政府間特別委員会は、平成十一年（千九百九十九年）一月に審議を開始し、平成十二年（二千年）七月に開催された第十回特別委員会において、この条約の案文についての合意が成立した。この条約は、平成十二年（二千年）十一月十五日に国際連合総会において採択された。
 - (4) この条約の署名会議は、平成十二年（二千年）十二月十二日から十五日までイタリアのパレルモにおいて開催され、我が国は、この条約に署名した。
- 2 条約締結の意義
- この条約は、国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結して早期発効に貢献することは、国際的な組織犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。
- 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務
- この条約の締結により、我が国は、重大な犯罪の合意、犯罪収益の洗浄、司法妨害等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権を設定するとともに、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等において国際協力を促進する義務を負う。
- 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力に積極的に参加してきており、この条約の交渉を促進するために大きな役割を果たしてきた。深刻化する国際的な組織犯罪に対する国際的な取組に貢献するためには、我が国がこの条約を締結し、その早期発効及び効果的な実施のために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、本文四十一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 用語（第二条）

- (1) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であつて、物質的利益を得るため重大な犯罪又は条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。
- (2) 「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重大な刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。
- (3) 「組織された集団」とは、犯罪の即時の実行のために偶然に形成されたものではない集団をいい、その構成員について正式に定められた役割、その構成員の継続性又は発達した構造を有しなくてもよい。

2 適用範囲（第三条）

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪並びに重大な犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

3 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化（第五条）

- (1) 締約国は、次の一方又は双方の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - (イ) 物質的利益を得ることに関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであつて、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ロ) 組織的な犯罪集団の目的等を認識しながら、組織的な犯罪集団の犯罪活動等に積極的に参加する個人の行為

(2) 締約国は、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

4 犯罪収益の洗浄の犯罪化（第六条）

(1) 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(イ) 犯罪収益の不正な起源を隠匿すること等の目的で犯罪収益である財産を転換し又は移転すること及び犯罪収益である財産の真の性質等を隠匿し又は偽装すること。

(ロ) 犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること。

(ハ) この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助すること等

(2) 締約国は、すべての重大な犯罪並びに第五条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪を前提犯罪に含める。自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、その列記には、少なくとも、組織的な犯罪集団が関連する犯罪を包括的に含める。

5 資金洗浄と戦うための措置（第七条）

締約国は、資金洗浄を抑止し及び探知するために金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

6 腐敗行為の犯罪化（第八条）

締約国は、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員等のために不当な利益を約束し、申し出又は供与すること。

(2) 公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員等のために不当な利益を要求し又は受領すること。

7 法人の責任（第十条）

締約国は、自国の法的原則に従い、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪への参加並びに第五条、第六条、第八条及び第二十三

条の規定に従って定められる犯罪について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

8 訴追、裁判及び制裁（第十一条）

締約国は、第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

9 没収及び押収（第十二条）

締約国は、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、この条約の対象となる犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約の対象となる犯罪において用い又は用いようとした財産等の没収を可能とするため、必要な措置をとる。

10 没収のための国際協力（第十三条）

締約国は、第十二条に規定する犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約の対象となる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

11 裁判権（第十五条）

(1) 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が自国の船舶内又は航空機内で行われる場合において、第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。締約国は、犯罪が自国の国民に対して行われる場合等にも、自国の裁判権を設定することができる。

(2) 締約国は、容疑者が自国の国民であることのみを理由として自国の領域内に所在する容疑者の引渡しを行わない場合においては、この条約の対象となる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

12 犯罪人引渡し（第十六条）

(1) この条約の対象となる犯罪並びに第五条、第六条、第八条及び第二十三条に規定する犯罪並びに重大な犯罪であって、組織的な犯罪集団が関与し、かつ、引渡しの請求の対象となる者が請求を受けた締約国の領域内に所在するものについてこの条を適用する。ただし、請求に係る犯罪が請求を行った締約国及び請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができるものであることを条件とする。

- (2) この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- (3) 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行った締約国の請求があるときは、その引渡しを求められている自国の領域内に所在する者の抑留等を行うことができる。
- (4) 締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行った締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

13 法律上の相互援助（第十八条）

- (1) 締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。
- (2) 法律上の相互援助は、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施等のために要請することができる。
- (3) この条約の対象となる犯罪に関する捜査等のための証拠の収集についての援助の提供のために、一の締約国の領域内において拘禁され又は刑に服している者が他の締約国において出頭することが要請された場合において、当該者が事情を知らされた上で任意に同意し、かつ、双方の締約国が合意するときは、当該者を移送することができる。
- (4) 一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、ビデオ会議によって尋問を行うことを認めることができる。

14 特別な捜査方法（第二十条）

締約国は、自国の国内法制の基本原則によつて認められる場合には、監視付移転の適当な利用及び適当と認める場合には電子的監視等の特別な捜査方法の利用ができるように、可能な範囲内で、かつ、自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとる。

15 司法妨害の犯罪化（第二十三条）

締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等の目的のために暴行を加え又は不当な利益を約束すること等の行為及び裁判官又は法執行の職員によるこの条約の対象となる犯罪に関する公務の遂行を妨害するために暴行を

加える等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

16 証人の保護（第二十四条）

締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において証言する証人等について、生じ得る報復等から保護するため、適当な措置をとる。

17 被害者に対する援助及び保護の提供（第二十五条）

締約国は、この条約の対象となる犯罪の被害者に対し、援助及び保護を与え、被害者が損害賠償等を受けられるよう適当な手続を定める。

18 法執行のための協力（第二十七条）

締約国は、この条約の対象となる犯罪と戦つたための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特にこの条約の対象となる犯罪に関する情報の交換を促進すること等のための効果的な措置をとる。

19 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）（第三十条）

締約国は、開発途上国等に技術援助を与えること等の国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適当な実施に貢献する措置をとる。

20 締約国会議（第三十二条）

(1) 国際的な組織犯罪と戦つ締約国の能力を向上させるため並びにこの条約の実施を促進し及び検討するため締約国会議を設置する。

(2) 国際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。

(3) 締約国は、締約国会議から要請があつたときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を提供する。

21 条約の実施（第三十四条）

(1) 締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従つて、必要な措置をとる。

(2) 第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪については、各締約国の国内法において、国際的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし、第五条の規定により組織的な犯罪集団の関与が要求される場合は、この限りでない。

22 紛争の解決（第三十五条）

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。交渉によって合理的な期間に解決することができないものは、仲裁に付される。一定の場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

23 議定書との関係（第三十七条）

この条約は、一又は二以上の議定書により補足することができる。議定書の締約国となるためには、この条約の締約国でなければならない。

24 効力発生（第三十八条）

条約は、四十番目の批准書等が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十二年十一月十五日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十五年二月十日現在 未発効(四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 百四十七箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバトス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ノルウエー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ、欧州共同体

4 締約国 平成十五年二月十日現在 三十箇国

アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブル
キナファソ、カナダ、クロアチア、エクアドル、赤道ギニア、フランス、ラトビア、リトアニア、マリ、モナコ、モロッコ、ナミビ
ア、ニュージールランド、ニカラグア、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、ス
ペイン、タジキスタン、ベネズエラ